

○防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第4条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、防府市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。

3 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験を有する者 二人以内

二 公共的団体を代表する者 六人以内

三 市内に事業所を有する事業者(法人にあっては、当該法人を代表する者) 五人以内

四 関係行政機関の職員 三人以内

五 公募の手續により決定した者 四人以内

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。